



2026年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社マネジメントソリューションズ
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 橋 信 也
(コード番号：7033 東証プライム)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 玉 井 邦 昌
(TEL. 03-5413-8808)

取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月27日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 21,370株
(3) 発行価額	1株につき金1,277円
(4) 発行価額の総額	金27,289,490円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く） 1名 7,100株 1名 7,000株 当社の社外取締役 2名 3,570株 当社の上席執行役員 2名 3,700株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年1月30日開催の第15回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額1億円以内で支給することにつきご承認をいただき、また、2025年3月28日開催の第20回定時株主総会において、同内容を目的として、社外取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額3千万円以内で支給することにつきご承認をいただいております。

また、当社は、2026年3月27日開催の定時株主総会において、当該株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）を対象とした本制度に係る譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、改めて1億3千万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とし、普通株式の総数を年5.5万株以内とすることにつき、ご承認をいただきました。

なお、「対象取締役」と上席執行役員とを総称して「対象者」といいます。また、社外取締役を除く取締役に係る譲渡制限付株式報酬制度と社外取締役に係る譲渡制限付株式報酬制度を総称して、以下「本制度」といいます。

<本制度の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出

資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の計算終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、2026年3月27日開催の取締役会の決議に基づいて、対象取締役4名及び上席執行役員2名に付与される当社に対する金銭報酬債権の合計金27,289,490円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,277円）、当社の普通株式合計21,370株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、対象者となる上席執行役員との間でも、概ね同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026年4月27日（払込期日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、2025年4月27日（払込期日）から2027年12月期に係る定時株主総会の終結する時までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年4月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年4月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が

生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である金1,277円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上